

28世介保第213号
平成28年5月19日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者様

世田谷区高齢福祉部介護保険課長
(公印省略)

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所における利用料等の受領
について（通知）

日頃から、世田谷区の介護保険事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。
ございます。

標記については、世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準
等に関する条例等に基づいた取扱いをしていただいているところですが、利
用者負担を求められない費用について、お問合せのある項目の具体
例を挙げ解釈をお示しすることといたしました。

関係法令等と共に本通知の内容を十分にご理解の上、利用料等の受領につ
いて適正な取扱いをお願いします。

記

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サー
ビスに該当する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料の一部
のほか、食材料費、理美容代、おむつ代、日常生活に要する費用を利用者か
ら受けることができますが、次に掲げるものについては、利用者に負担を求
めることは認められません。

1. 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないもの
例1：おむつ交換時に使用するプラスチックグローブ、おしり拭きの
購入費
例2：食事用前掛け（事業者が用意したもの以外の使用を利用者が個
人的嗜好に基づき希望した場合を除く）の購入費

等

2. 管理事務経費

例1：職員が使う事務用品、職員用ロッカー

等

*上記については、一例でありすべてを網羅したものではないことにご留意ください。

なお、利用者から支払を受けることのできる食材料費、光熱水費等の費用については、収支を記録し、領収証等の書類を整備したうえで、年1回以上は精算をしてください。

【お問い合わせ先】

高齢福祉部介護保険課事業者指定・指導担当

TEL 03-5432-2294

FAX 03-5432-3042